

古代日本語の船舶の名称における外来語の要素について

— 亀甲 (『古事記』中巻、神武天皇) を中心に —

黄 當 時

〔抄 録〕

古代日本語の船舶の名称には、日本語一視点では正確に理解できないものがある。これらの単語には、適切な海の民の視点、具体的には、彼らが用いたであろう言語や文化についての知識を持てば正確に理解できるものがある。

茂在寅男氏は、『記紀』の中に古代ポリネシア語が多く混じっている、と述べ、井上夢間氏は、「枯野」等の言葉とカヌーとの関係について、ハワイ語を用いて簡潔に説明した。

浙江省の漁民が使う言葉に「無眼龍頭」があり、「無目籠」は船眼の装飾がない船のことである。「大目籠籠」は、記録の段階では、「无目龜籠」と表記されたはずである。

古代の土器・壁画と語部は、ともに、人々は鳥を船に乗せて航海した、という情報を伝えており、『記紀』には、「天鳥船」、「天鴿船」、「天磐船」、「鳥之石楠船」、「鳥磐櫂樟船」、「无目龜籠 (『日本書紀』では「大目籠籠」と誤記されている)」、「亀甲」の例がある。

神武天皇が遭遇した「亀甲」は、亀を舶載する甲 (kau) という、外洋航海が可能な大型船であり、浦嶋子の物語に登場する「大亀」も同じである。

キーワード 船舶、乎/小、籠、亀甲、鳥の舶載

0. はじめに

『古事記』(中巻、神武天皇)に、「故、從其国上幸之時、乘亀甲為釣乍打羽拳来人、遇于速吸門」という記述がある⁽⁰⁰¹⁾。

この一文は、一般に、「そして、その国から上っていらっしゃった時に、亀の背に乗って釣りをしながら袖を振って来る人に、速吸門で出会った」⁽⁰⁰²⁾、「そして、さらにその国からお上りになった時、亀の甲に乗って釣をしながら左右の袖をはばたいて来る人に、潮流の速い海峡の速吸門でお会いになった」⁽⁰⁰³⁾と口語訳されている。

1. 解釈の誤り

これらの口語訳には、誤りがある。

まず、人間は、水面上の亀あるいは亀の背に乗ることができない。

人間は、肉体の大部分を水につけながらであれば、亀の体に何とか手を触れつつ自力で泳ぐことはできるが、亀あるいは亀の背に乗って水面を移動することはできない。たとえ、ほんの一瞬乗ったとしても、それは、ほんの一瞬乗ったというだけのことであって、水面を移動したということにはならない。30分や1時間単位で水面上の亀あるいは亀の背に乗って行きたい方向に行けるとは、決して、考えてはいけな。まして、水面上の亀あるいは亀の背の上で釣りをしながら(左右)袖を振ったり、はばいたりすることなど、できるものではない。

そもそも、馬や亀に乗る、と言いたければ、馬に乗る、亀に乗る、と言うのが普通の表現である。馬の背に乗る、亀の背に乗る、という表現は、普通の表現からやはずれる。

『古事記』の編纂者が、亀ではなく、敢えて、亀甲と記録したからには、甲には何らかの意味情報がある、と見るべきである⁽¹⁰⁾。そして、『古事記』の編纂者は、亀甲に乗る、という表記が、亀の甲羅に乗る、と誤解されることはない、と考えていた、とも見るべきである。『古事記』が編纂された頃の人々にとって、亀甲は理解が難しい言葉ではなかった、と見てよい。

次に、人間は、釣りをしながら袖を振ることができない。

「羽挙」を、山口佳紀・神野志隆光1997は「ハフルは、翼を振り動かす・はばたくの意。ここは、袖を振って招き寄せる動作を表したものという」(p.142頭注6)と注釈し、荻原浅男・鴻巣隼雄1973は「ハフクは羽ばたきをする意。『古事記伝』に、鳥が羽ばたくように左右の袖を振って船を慕って迎えるさまと説く」(p.149頭注17)と注釈している。

上記の口語訳は、この注釈の流れでなされたものである。

一方、『日本国語大辞典』は、「は-ふ・る【羽振・翫】鳥が勢いよく飛びあがる。とびかける。はつつ。はばたく」(pp.1351-1352)、「は-ぶ・く【羽振】(「ふく」は「ふる(振)」の意)①鳥や虫などが羽を振る。羽をならす。はばたく。はふる。②幅をきかす。のさばる」(p.1348)と説明しているので、上記諸氏の注釈は、いずれも、前半部分が原義を述べたものであり、後半部分が転義を述べたものであることがわかる。

原義で説明できない時に転義を利用することは、普通のことであるが、この「羽挙」は、本当に、原義では説明できないのであろうか。この転義は、正しいのであろうか。なぜ、原義ではなく、「袖を振る」というような、恣意性を否定できない転義で解釈しようとするのであろうか。また、「左右の袖」とまで言ってもよいものなのであろうか。

2. 羽拳

ここで、「羽拳」について、上記諸氏の転義あるいはそれを応用した口語訳が正しいものなのかどうかを見ておきたい。

山口佳紀・神野志隆光1997の「袖を振る」は、間違いである。「羽拳」は、「振る」ではないし、動作の手段に恣意的に「袖」を想定するべきではない。

荻原浅男・鴻巣隼雄1973の「釣をしながら左右の袖をはばたく」という解釈も成立しない。このような動作は、手が二本しかない人間にできることではない。荻原・鴻巣両氏は、「左右の袖」とまで言うべきではなかった。また、「袖をはばたく」というのも、おかしな日本語である。袖は、振るものである。このことは、両氏とも承知しているようが、なぜ、敢えて、このような訳をしているのであろうか。

恐らく、「振る」では、「羽拳」が持つニュアンスを伝えられないことが気にかかるために、洗練さを犠牲にして、「はばたく」という表現を採用したのであろう。荻原・鴻巣両氏が、「羽拳」の意味を正確に捉え、そのニュアンスを自身の口語訳にも反映させようとした努力は、評価してよいが、動作の手段に「左右の袖」を想定したことは、間違いであった。「はばたく」動作の手段は、常に、羽か、羽に類したもの、羽の機能を持つもの、なのである。

荻原・鴻巣両氏が「はばたく」動作の手段を正確に想定できなかったことは、残念であるが、このことは、山口・神野志両氏も同じである。「袖を振る」という表現は、確かに、洗練されている反面、「振る」という表現では、「羽拳」のばたばたという動作のニュアンスがうまく伝わらない。山口・神野志両氏は、「羽拳」を、「袖」に相応しいように「振る」と訳したに過ぎないが、本末転倒である。両氏は、「羽拳」の意味するところをきちんと押さえてから、動作の手段が何であるのかを考えるべきであった。「羽拳」の動作の手段が常に羽であることは、言うまでもない。

「羽拳」は、原義で説明可能であり、また、そうすべきである。恣意的な転義に頼る必要は全くない。上記諸氏の注釈のうち、正しいのは、前半の原義だけであり、後半の転義は、いずれも、間違っている。

三浦佑之2002は、問題の一文を、「そして、その国を離れて、なおも東へと上り行こうとした時に、亀の背に乗り、釣りをしながら羽ばたき来る人と、速吸の門で出会ったのじゃった」⁽²⁰¹⁾と口語訳している。

荻原・鴻巣両氏が、「羽拳」を、転義を用いて「左右の袖をはばたく」と口語訳したのに対し、三浦氏は、「左右の袖」には触れずに「羽ばたく」とだけ訳している。動作の手段に言及しないことで、荻原・鴻巣両氏の訳にある恣意性をうまく回避している。三浦氏の、恣意的な動作の手段を軽々に補わない慎重な姿勢は、一種の見識と言えよう。

三浦氏が「羽拳」を「羽ばたく」と訳したことは、確かに評価できるが、結局のところ、

「釣りをしながら羽ばたく」という訳では、山口・神野志両氏や荻原・鴻巣両氏の訳と五十歩百歩である。現実には、釣りをしながらはばたくことのできる人間はいないし、釣りをしながらはばたくまねができる人間もないのである。

さらに、山口・神野志両氏と荻原・鴻巣両氏は、「袖を振る」や「左右の袖をはばたく」というように、動作主に合うように動作内容を工夫しているのに対し、三浦氏は、あたかも問題が存在しないかのように、試案を提示する試みさえしていない。

では、山口・神野志両氏や荻原・鴻巣両氏は、なぜ、原義ではなく転義を用いて解釈したのであろうか。

日本語を解する者に、釣りをするものは何か、と問えば、人間という返事がかえってくるであろうし、羽を振るものは何か、はばたくものは何か、と問えば、鳥という返事がかえってこよう。また、逆に、人間・鳥、釣りをする・はばたく、という名詞と動詞を示して、正しく組み合わせよ、と指示すれば、特殊な発想をする者を除き、人間が釣りをする、鳥がはばたく、という答がかえってこよう。

「羽拳」の原義は、「はばたく」である。「はばたく」には、羽が必要である。羽がない動物は、人間を含め、はばたくまねはできても、はばたくことはできない。羽のある動物がはばたくことと、羽のない動物がはばたくまねをすることとは、意味・機能が異なる別個のものである。「はばたく」は、鳥の動作であって、人間のそれではない。人間に相応しい動作にするために、上記諸氏は、（左右の）袖云々という恣意的な転義を採用しているのである。

上記諸氏は、この個所の解釈で、動作は二つ、動作主は一つ、という考え方を採っている。この考え方に基づく限り、「羽拳」の解釈は、人間に合わせざるをえない。しかしながら、動作と動作主との組合せが正しく認識できれば、この個所の解釈には、もう一つ別の考え方を採ることが可能となる。もう一つ別の考え方とは、動作は二つ、動作主も二つ、という考え方である。つまり、原文は端折った書き方をしている、という考え方である。

原文は、端折った書き方をしているが、『古事記』の編纂者は、この程度の端折りが後人の読解の妨げになるとは考えなかったようである。このケースの場合、端折りを補うことは、現時点では、大方の理解を大きく助けよう。口語訳に必要最小限の補足を括弧に入れて示せば、以下のようなになる。

そして、その国からお上りになった時に、亀の甲に乗って釣りをしながらはばたいて来る人（と鳥）に、速吸門でお会いになった。

亀甲という船上において、釣りをしていたのは、人間であり、はばたいていたのは、鳥であることは、言うまでもない⁽²⁰²⁾。

今後、『古事記』の編纂者はこのような意味でこの一文を書いた、と理解しておくといよい。

3. 甲

原文の「亀甲」を、山口佳紀・神野志隆光1997は、「亀^{かめ}の^せ甲」と書下し、「亀の背」と口語訳している⁽³⁰¹⁾。また、荻原浅男・鴻巣隼雄1973は、「亀^{かめ}の^せ甲」と書下し、「亀の甲」と口語訳している。この口語訳の「甲」には、「せ」という読みは振られていないが、「せ」と読ませているのであろう⁽³⁰²⁾。

ところで、例えば、『新字源』を見ると、「甲」に「せ」という読みはない⁽³⁰³⁾。私たちは、「甲」には、よろい、つめ、きのえ、こう、かん、かぶと、などの読みを想定して解析すべきである。これらと組み合わせた、かめのよろい、かめのつめ、かめのきのえ、かめのかん、かめのかぶと、は使えそうもないので、意味が取れるかどうかという予想や判断にかかわらず、「かめのこう」が解析の対象となる、という見当はつく。

人々は、しかしながら、「かめのこう」では、解読不能と考え、「せ」という読みを無理矢理考案した。「かめのこう」には、「亀の甲羅」という程度の意味しかなく、塩分濃度が極めて高い海水でも、沈むことはあっても、浮かぶことはない。そのため、窮余の策として、「甲」に「せ」という、恣意的な読みを振ってしまったのであるが、甲は、物体のある一部の背中（の側）を意味することはできても、物体全体の背や背中そのものの意味になることはない。諸氏は、「甲」に無理矢理「せ」という読みを当てはめたが、「せ」という読みは、この単語を説明する場合にだけ存在を許されているのであろう。

自説への誘導に利用できそうな読みを半ば創出してまで解析を進めるようなことは、するべきではなかった。自己の推測に誘導するために、出土品/証拠品を加工するようなもので、史実/事実と異なる結論を導く危険性があり、決して、してはいけない。

「甲」にはどのような読みがあるのか、という観点だけから見ても、「亀甲」は、「かめのせ」と読むわけにはいかないことがわかるが、今一度、別の視点からも読みを確認しておきたい。

『古事記』は、語部が提供した音声情報を文字情報に変換したものである。情報の変換に当たっては、通常、高度な漢字の知識を持つ者が聴取・記録を担当している。

従って、語部がこの物語の中で提供した音声情報は、当然のことながら、「せ」ではない。なぜなら、仮に、語部が提供した音声情報が「せ」であったならば、聴取・記録担当者は、「せ」という音声情報を伝達するのに最も相応しい漢字（例えば、背）を用いて記録したことであろう。言い換えれば、語部が提供した音声情報が「せ」であったならば、「甲」という漢字が聴取・記録担当者の選択肢の中に存在する可能性は全くない、と考えてよい。『古事記』の聴取・記録担当者が「せ」という音声情報を「甲」という文字情報に変換することは、ありえない。この認識は、「亀甲」の解析に携る場合、頭の片隅にはっきりと入れておかねばならない。

先に、漢和辞典で、「甲」に「せ」という読みはないことを見たが、今や、語部の提供した音声情報も「せ」ではないことがはっきりとした。従って、私たちには、「甲」を「せ」と読む選択肢は全くないし、解析が可能かどうかという予想や判断にかかわりなく、「甲」は「こう」で解析せざるをえないのである⁽³⁰⁴⁾。

漢字「甲」は、語部の提供した「こう」という音声情報を文字情報に変換した表記である。つまり、亀甲は、語部の提供した「かめのこう」という音声情報を文字情報に変換したもの、と見なければならぬのである。

ここまでの解析は、通常の言語の知識があれば何とか可能であるが、この先に進むには、通常の知識以上のものがある程度必要である。通常の知識以上のものとは、具体的には、海の民の言語や文化に関する知識ということになる。

登山に譬えるなら、大文字山に登頂した靴や弁当に足腰があれば、エベレストにも登頂できる、と考えるかどうか、である。できると考える者は、裾野を歩いただけで、登った、登頂した、と思ひ込み、また、そう主張するであろうが、裾野を歩くことと登頂することとは、別物である。対象が何ものかが認識できない者は、適切な装備や食糧さらには体力が必要など考えることがない。

本稿では、有用な知見を手掛かりに、さらに必要最小限の海の民の言語や文化に関する知識を手に入れつつ、考察を加えていきたい。

4. 先達の知見

言語については、これまでの研究には見るべきものがほとんどないが、二人の先達が「枯野」解明の過程で示した知見が有用であるので、見ておきたい。

茂在寅男氏は、人間は有史以前から驚くほどの広範囲にわたって航海や漂流によって移動していた、と考えている。その研究は、日本語の語彙にも及び、『記紀』の物語が成立した頃はある種の高速船を「カヌー」または「カノー」と呼んでいたもので、その当て字として「枯野」（『古事記』）、「枯野、軽野」（『日本書紀』）が使われたのではないかと推論している。現在の「カヌー」という言葉は、コロンブスの航海以後、カリブ海の原住民から伝えられたものであり、そのアラワク語が元で、さらにその語源をたどると北太平洋環流に関係してくる、と言う。茂在氏は、『記紀』の中に古代ポリネシア語が多く混じっている、と述べ、様々な例を挙げるが、「枯野」については、具体的な手掛かりを示さなかった⁽⁴⁰¹⁾。その説は、重要な提言ではあったが、それ以上の知見が出てこなければ、面白い考えだ、で終わってしまうものであった。

井上夢間氏は、「枯野」等の言葉とカヌーとの関係について、基本的で重要なことがらを次のように簡潔に説明している⁽⁴⁰²⁾。

私も大筋としては同じ考えですが、茂在氏がいささか乱暴にこれらの語を一括して同一語とされているのに対し、私はこれらはそれぞれ異なった語で、ポリネシア語の中のハワイ語によって解釈が可能であると考えています。

カヌーは、一般的にはハワイ語で「ワア、WAA」と呼ばれます (ハワイ語よりも古い時期に原ポリネシア語から分かれて変化したとされるサモア語では「ヴァ、VA'A」、ハワイ語よりも新しい時期に原ポリネシア語から分かれたが、その後変化が停止したと考えられるマオリ語では「ワカ、WAKA」)。しかし、カヌーをその種類によって区別する場合には、それぞれ呼び方が異なります。

ハワイ語で、一つのアウトリガーをもったカヌーを「カウカヒ、KAUKAHI」と呼び、双胴のカタマラン型のカヌーを「カウルア、KAULUA」(マオリ語では、タウルア、TAURUA) と呼びます。ハワイ語の「カヒ、KAHI」は「一つ」の意味、「ルア、LUA」は「二つ」の意味、「カウ、KAU」は「そこに在る、組み込まれている、停泊している」といった意味で、マオリ語のこれに相当する「タウ、TAU」の語には、「キッチンとしている、美しい、恋人」といった意味が含まれていることからしますと、この語には「しっかりと作られた・可愛いやつ」といった語感があるのかも知れません。

これらのことからしますと、『古事記』等に出てくる「からの」または「からぬ」、「かるの」は、ハワイ語の

「カウ・ラ・ヌイ」

KAU-LA-NUI (kau=to place, to set, rest=canoe; la=sail; nui=large)、「大きな・帆をもつ・カヌー」

「カウルア・ヌイ」

KAULUA-NUI (kaulua=double canoe; nui=large)、「大きな・双胴のカヌー」の意味と解することができます。

また、「かのう」は、ハワイ語の

「カウ・ヌイ」

KAU-NUI (kau=to place, to set, rest=canoe; nui=large)、「大きな・カヌー」の意味と解することができます。

以上のように、記紀に出てくる言葉で日本語では合理的に解釈できない言葉が、ポリネシア語によって合理的に、実に正確に解釈することができるのです。

井上氏の解明は、言語面からの研究に突破口を開くものであった。ここに引用した知見は、古代日本語における船舶の名称の解明に向けた極めて重要な手掛かりである。

5. 『万葉集』の例

寺川真知夫氏が『万葉集』の一部の船について、次のように簡潔にまとめているので⁽⁵⁰¹⁾、井上氏の説くところを手掛かりにして、考察を加えてみたい。

・・・『万葉集』の巻二十に伊豆手夫禰（四三三六）、伊豆手乃船（四四六〇）と二例伊豆国産の船が詠まれており、奈良時代中期には大阪湾に回航され、使用されていたことが知られる。その船は伊豆手船すなわち伊豆風の船と呼ばれているから、熊野船（巻十二、三一七二）、真熊野之船（巻六、九四四）、真熊野之小船（巻六、一〇三三）、安之我良乎夫禰（巻十四、三三六七）などと同じく、何らかの外見上の特徴を有する船であったに違いない。この四三六六の歌では「防人の堀江こぎつる伊豆手夫禰」とあるから、これを防人の輸送と解し得るなら、その特徴は大量輸送の可能な大型船ではなかったかと思われる。

以下、順を追って検討してみることにしよう。

まず、（四三三六）の「伊豆手夫禰」⁽⁵⁰²⁾と（四四六〇）の「伊豆手乃舟」⁽⁵⁰³⁾である。

外来語を取り入れる場合、大きく分けて音訳と意識の二つの方法がある。

中国語では、どちらも漢字で表記することになるが、音訳してみたもののわかりにくいかもしれない、と考えられる場合、さらに類名を加えてわかりやすくすることがある。特に、音節数が少ないものは、よりわかりやすく安定したものにするために、この手法が採られることが多い。

例えば、beerやcardという単語は、「啤」や「卡」という訳で、一応、事足りており、特に単語の一部であれば、問題はない（例：扎啤、〔ジョッキに入れた〕生ビール；信用卡、クレジットカード）。ところが、「啤」や「卡」だけで一つの独立した単語となると、やはりわかりにくさは否めない。そこで、類名の「酒」や「片」を加えて、「啤酒」や「卡片」とするのである。

「外来語＋類名」という、現代中国語に見られるこのような表記法は、古代日本語に既に存在している。「手」や「手乃」という訳で、一応、事足りているが、よりわかりやすくするために、「夫禰」や「舟」という類名を加えて、「手夫禰」や「手乃舟」としたのである。

歌人が見たものは、どちらも、「手乃」と呼ばれる船である。表記の違いは、（四四六〇）では、「手乃」をそのまま使うことができたが、（四三三六）では、音節数の制約を受けて、やむなく一文字省略せざるをえなかった、ということから生じている。そして、歌人は、一文字省略するに当たって、前の「手」を略して後の「乃」を残したのではなく、後の「乃」を略して前の「手」を残したのである。

もちろん、逆に、（四三三六）で「手」と詠まれた船を、（四四六〇）では二音節で詠むため

に、「手」に「乃」を後置して「手乃」とした、と見なしても一向に差し支えない。

いずれの見方をするにせよ、意味は取れなくとも、修飾語を被修飾語の後に置くという、表層の日本語には見られない語法構造であることは見て取れる。なお、「手」は、意味も知らずに訓みの一つ当てただけであって、歌人が「手」と詠んでいた可能性を排除してはいけない。

「手」には、た行音の場合、「た」と「て」の二音があり、実際のところ、時代差や地域差・個人差により、「た」と「て」の二音が存在していたと考えてよい。

次は、(三一七二)の「熊野舟」⁽⁵⁰⁴⁾、(〇九四四)の「真熊野之船」⁽⁵⁰⁵⁾、(一〇三三)の「真熊野之小船」⁽⁵⁰⁶⁾である。

(一〇三三)の「真熊野之小船」は、(三一七二)の「熊野舟」や(〇九四四)の「真熊野之船」とともに、同じタイプのもを指している、と考えられる。つまり、(一〇三三)の「小船」は、「小」という情報を明示しており、(〇九四四)の「船」と(三一七二)の「舟」は、音節数の関係で「小」を略してはいるが、(一〇三三)の「小船」と同じもの、と理解してよい。

最後は、(三三六七)の「安之我良乎夫祢」⁽⁵⁰⁷⁾である。

先の例と同じく、これらの単語も「外来語+類名」という表記法で書き記されている。「小」や「乎」と訳して、一応、事足りているが、よりわかりやすくするために、「船」や「夫祢」という類名を加えて、「小船」や「乎夫祢」としたのである。

「小/乎」を「を」と訓むのは、後人の訓み誤りで、歌人は、「こ」と詠んでいたはずである。後人は、万葉人がたまたま使った「小/乎」がたまたま「を」と読めるために、接頭語か形容詞と誤解したが、熊野の「小船」と足柄の「乎夫祢」は、ともに「こぶね」と訓むべきものである。この訓み誤りは、「小船」や「乎夫祢」の語義がわからなくなってしまったことに起因している⁽⁵⁰⁸⁾。

漢字がわかる者は、字形の示唆する意味からなかなか自由になれない。この問題もそうだが、漢字が表音のために用いられていることを見抜かねばならないケースでも、字形で解け(た気分になれ)れば、思考がそこで停止してしまう。このような経験は、意識するしないにかかわらず、恐らく、誰もが有しているであろう。

歌人は、表音のために「小」や「乎」を用いたのであり、その字形が示す意味は特に考慮されていない、と考えてよい。(三三六七)の原文のように、「乎夫祢」と表記されていれば、字面から舟の大きさを連想することはない。ところが、「小舟」と表記されていると、当て字に過ぎないということがわかっていればよいが、人々が、つい、字形に引かれて、単に「サイズが小さい船」と取ってしまったても無理はない。語感の極めて鋭い一部の人が腑に落ちないと思うことがあっても、漢字の絶大な表意力の前に、「小」と書いてあるから小さいと考えるしかない、と不審の思いを喪失してしまうのである。

それでは、「手」、「手乃」と「小/乎」は、いずれも船を意味する音訳の外来語ということに

なるが、一体どのような言葉に由来するのであろうか。先に引用した井上氏の知見から推測すれば、「手」は「tau」を、「手乃」は「tau-nui」を、そして、「小/乎」は「kau」を書き記したものであろう。

大型のカヌーと言いたければ、確かに、「手乃 (tau-nui)」が正確な表現である。しかし、実際には、(四三三六)の「手 (tau)」が(四四六〇)の「手乃 (tau-nui)」と同じ大型船を指すように、大きいことを明言する場合を除き、「手 (tau)」だけでカヌー一般を指したはずである。それは、今日、カヌーが大小を問わずに使えるのと同じような状況である。このことは、「小/乎 (kau)」についても同様であった、と考えられる。

言語現象として、伊豆では「手 (tau)」が使われ、熊野や足柄では「小/乎 (kau)」が使われていることは、注目に値する。それは、伊豆にはカヌーを「手 (tau)」と呼ぶ人々が、そして、熊野や足柄にはカヌーを「小/乎 (kau)」と呼ぶ人々がいたということを示しているからである。

これで、古代の日本には、修飾語の「nui、野/乃」を付す大型のもの (kaulua-nui、枯野/軽野; kau-nui、狩野; tau-nui、手乃) と、「nui」を付さず、大型のものから小型のものまで幅広く使用できるもの (tau、手; kau、小/乎) があったことがわかる。

6. 亀甲

『古事記』のこの物語は、『日本書紀』(巻第三、神武天皇、即位前紀)にも登場する。

原文は、「天皇親帥諸皇子・舟師東征。至速吸之門。時有一漁人、乘艇而至」であり、「天皇は自ら諸皇子・舟軍を率いて、東征の途に就かれた。速吸之門に着かれた時に、一人の漁師がいて、小舟に乗って近づいて来た」と口語訳されている⁽⁶⁰¹⁾。

『古事記』の「亀甲」は、『日本書紀』では「艇」と記述されているが、両者は同じものである、と考えてよい。にもかかわらず、これまでは、『古事記』の「亀甲」を、例えば、「亀の背」⁽⁶⁰²⁾と解釈し、『日本書紀』の「艇」を、例えば、「小舟」⁽⁶⁰³⁾と解釈してきた。両者の意味に乖離があることには気付いていても、手の付けようがなかった。

『日本書紀』は、船舶という情報を伝えている。『古事記』の「亀甲」と、『日本書紀』の「艇」とが同じものである以上、「亀甲」は、決して、亀あるいは亀の背ではなく、船舶なのである。つまり、「亀甲」という船なのである。

6-1. 甲

亀甲は、このままの形でも解析が進められるが、私たちは、つい、漢字の表意機能に目を奪われて、思考が偏る性向を持っているので、便宜上、「亀」と「甲」の二つの構成要素に分けて考察する方がわかりやすいであろう。先ず、「甲」から解析を進めることにしたい。

これまでの解析で、外来語のkauが古代日本語の中に存在することを見てきた。

古代日本語では、kauは、基本的に、「小^コ/乎^コ」と訳されるが、訳語の表記が一文字で、読みも一音であると、わかりにくいことがある。そこで、よりわかりやすく安定したものにするために、類名を加えて、「小船」や「乎夫祢」と表記されている。

ところで、類名を付さないものはないのであろうか。

「甲」は、「小^コ/乎^コ」と違って、長音ではあるが、その意味は、今や、自明であろう。

『古事記』のこの物語では、「亀+甲」という形式で、複音節語の後部に置かれている。言わば、「亀カヌー」というような表記である。

『古事記』の「亀^カ甲^コ」が船であることは、その名称自身が明示している。加えて、『日本書紀』も「艇」という表記で船であることを明示している⁽⁶⁰⁴⁾。『記紀』ともに、船であることを明示しているにもかかわらず、人々は、海の民の言語や文化についての知識を欠くために、どうしても「亀甲」を船と解釈することができなかった。

『日本書紀』(神代下、第十段、一書第一)に、「竹^{タケ}籠^コ」という単語がある。

竹^{タケ}籠^コは、情報がやや重複する形ながら、「堅間」を「竹製の籠(kau)」とはっきり説明したものである。籠という漢字は、龍に竹冠を付したものである。海の民は、船を龍と見なし、船を龍舟や龍船、さらには、略して龍と言うことがある。龍は、想像上の動物であるため、『日本書紀』の編纂者は、龍という字を避けつつも、コ(kau)という音声情報と、龍(舟/船)という意味情報を伝えられる漢字として、籠を採用したのである。籠は、船材に竹を用いていることを反映した表記でもある。

『日本書紀』(神代下、第十段、正文)にも、「無目籠」という船があり、「籠」は、古訓はカタマであるが、コとも訓む⁽⁶⁰⁵⁾。

なお、小島憲之他校注1994は、「所謂堅間は、是今の竹籠^{タケノコ}なり」を引いて、「カタマは竹籠^{タケノコ}の意である」と説明するが、「竹籠^{タケノコ}」を「竹籠^{カゴ}」と言い換えるのは、間違っている。両者は、名称も形状も異なる全くの別物である。「竹籠^{タケノコ}」の訓注が理解できないのは、小島氏に限ったことではないが、言い換えるのであれば、「竹籠^{カゴ}」とは「竹籠^{タケノコ}」の意である、とすべきであった。

訓注は、尊重するのか、無視するのか、原則を立てればよい。尊重と無視とを恣意的に混在させてはいけない。原則は、立てた後、みだりに曲げないことである。

訓注は、重要な情報である可能性が極めて高いので、尊重するのがよいであろう。

このケースで言えば、籠^{カゴ}と籠^{タケノコ}との間にイコール(等号)を引くことが、如何に魅力的に見えても、思いとどまるべきであった。

『古事記』の編纂者は、なぜ、わざわざ籠^{カゴ}と訓注を施したのであろうか。それは、籠^{カゴ}と読ま

れるのを恐れたからである。そして、籠かごという読みでは間違いだからである。

以上、見てきた通り、古代日本語において、kauは、単音節に訳され、後に類名が続く場合には「小/乎」と表記され、単語の末尾に置かれる場合には「甲/籠」と表記されていることがわかった。そして、亀甲が、亀の甲カウ (kau)、言わば、亀のカヌー、であることがわかった。

亀は、船舶の一部と見なすには、異質な要素であるが、亀の甲カウ (kau) という船とは、一体どのような船なのであろうか。

6-2. 亀

情報には、一般に、目で受容するもの（以下、視覚情報）と耳で受容するもの（以下、音声情報）の二種がある⁽⁶⁰⁶⁾。時空を越えた情報の伝達には、電話やテープレコーダがない時代にあっては、視覚情報を使うしかないが、視覚情報は、さらに、文字情報と非文字情報（図像や造形など）に大きく分けられ、文字がなかった頃は、非文字情報が利用された。

唐古・鏡遺跡（奈良県磯城郡田原本町）の弥生土器の線刻舟の前方には鳥が描かれている。東殿塚古墳（奈良県天理市）の田筒埴輪には、三隻の大型船の線刻画が描かれ、2号船は、船先に鳥が描かれている。珍敷塚古墳（福岡県浮羽郡吉井町）の壁画には、船先に鳥が大きく描かれている。

古代の日本において、一部の情報は、非文字情報と音声情報の二種の媒体で伝達されている。言い換えれば、土器や壁画に彫られた非文字情報と、語部によって代々引き継がれ、後に『記紀』等の文字情報に変換された音声情報には重なる部分があるということである。日本の古典を知る者には容易に見当がつくであろうが、土器や壁画に彫られた図像と語部の口承に共通する情報とは、人々は鳥を船に乗せて航海した、ということである。

「天鳥船」、「天鴿船」⁽⁶⁰⁷⁾では、漢字の表意機能が利用されており、字面の通り、「鳥」、「鴿」⁽⁶⁰⁸⁾と取ってよい。なお、「天鳥船/天鴿船」の「天」は、表面上、意味表記に見えるが、実は、例えば、天井や天汁の天や丸芳露⁽⁶⁰⁹⁾の丸と同じく音声を表記したものであり、天（天空、sky）の意味はない。「天」とは、「アウトリガー・フロート」(ama. n. Outrigger float; port hull of a double canoe, so called because it replaces the float. ⁽⁶¹⁰⁾) のことである⁽⁶¹¹⁾。

「天磐船」⁽⁶¹²⁾では、鳥という情報を伝える漢字は、字形に意味がなく音声に意味があるため、理解するには、先の「天」同様、言語の知識、特に外来語の知識がある程度必要である。磐の船が水に浮かぶことはないことから、意味表記ではないことがわかるが、「磐」とは、「軍艦鳥」(iwa. Frigate or man-of-war-bird ⁽⁶¹³⁾) のことである⁽⁶¹⁴⁾。

「磐」は、適切な言語の知識がなければ、「磐」と誤解するのは必至であるが、『記紀』の一部の単語には、そのような誤解を避ける工夫がされている。「鳥之石楠船」、「鳥磐櫂樟船」⁽⁶¹⁵⁾という表記は、冗長と承知の上で、「石/磐」を石や岩の「石/磐」ではなく鳥の「石/磐」にどうあっても紛れなく理解してもらうために、「鳥之/鳥」⁽⁶¹⁶⁾という情報を敢えて冠したものであ

るが、後人は、書かれたことの意味を取ることでもできなかった。

最後は、「无目龜籠⁽⁶¹⁶⁾」、「亀甲」である。前述の通り、非文字情報と、後に文字情報に変換された音声情報に共通する情報は、人々は鳥を船に乗せて航海した、ということである。そして、船名を構成する動物は、鳥である。そうすると、この亀は、鳥と解析するしかない。つまり、私たちにとって、亀とは、通常、爬虫類の亀であって鳥類の亀を意味することはないが、古代日本語ではある種の鳥を亀と呼んでいた、と解析せざるをえない。

古代人が鳥を亀と呼んだ例は、古代日本語以外にも見られるのであろうか。

例えば、古代英語では、turtleは、turtledoveの一般的な略称であった⁽⁶¹⁷⁾。

“Turtle” was a common archaic English shortening of the name “turtledove.”

turtledoveは、通常、キジバトと訳されるが⁽⁶¹⁸⁾、本稿では、亀鴿と訳しておく。そうすると、全称のturtledove/亀鴿を上略した形がdove/鴿で、下略した形がturtle/亀であることが容易に見て取れる。亀鴿は、考察の便宜のため試みに訳したものであるが、古代日本語には、上略した形の鴿と、下略した形の亀との二語が存在したのみならず⁽⁶¹⁹⁾、全称の亀鴿も存在したであろう。ハワイ語には、kuhukukūという単語があり、鴿もしくは亀鴿を意味する(kuhukukū, n. Dove, turtledove⁽⁶²⁰⁾)。kuhukukūが、turtleと訳された例を挙げておく⁽⁶²¹⁾。

The voice of the turtle, (archaic for turtledove), ka leo o ke kuhukukū.

では、海の民は、何のために、鳥を船に乗せて航海したのであろうか。

外洋航海で、目標の陸地や島が視界に入っていない場合に、あらかじめ船に乗せておいた鳥(特に、ハトやカラスなどの陸鳥)を飛ばすのである。鳥が飛び去るなら、その方向に陸地や島があることがわかり、船に戻って来るようであれば、近くには陸地や島がないことがわかる。

外洋船に鳥を積み込むことは、乗員が生きて再び地面を踏むことができるかどうかにかかわる極めて重要な行為であった。その重要度の高さは、鳥の舶載が非文字情報と音声情報(後の文字情報)の二種の媒体に登場することからも窺い知れるが、例えば、「天鳥船」を構成する三要素の中の一要素を「鳥」が占めることから理解できよう。

7. 大亀

『日本書紀』(巻第14、雄略天皇、21年3月-23年是歳)に、次のようなくだりがある。⁽⁷⁰¹⁾

秋七月、丹波国余社郡管川人水江浦嶋子、乗舟而釣、遂得大亀。便化為女。・・・

（秋七月に、丹波国余社郡筒川の人水江浦島子は、舟に乗って釣をしていて大亀を得た。大亀はたちまち女になった。・・・）

この物語では、浦嶋子が大亀を得た、と記述している。解析に当たっては、「大亀」とは何か、「得た」とは何か、を見極めねばならない。

亀は、これまで、爬虫類の亀と考えられてきたが、それだけの知識では、正確に意味を取ることはいできない。「亀」には、三つの可能性がある。[亀A]爬虫類の亀、[亀B]亀鴿の下略の亀、[亀C]亀甲あるいは（無目）亀籠⁽⁷⁰²⁾の下略の亀、であるが、この三者を区別しなければ、正確な解析はできない。また、「得る」には、物語の内容から、「釣る」と「捕獲/入手する」との二つの可能性がある。

先ずは、単なる亀、である。

「大」を付さない普通のものである場合、[亀A]は、釣ることも、捕獲/入手することもできる。また、[亀B]・[亀C]は、釣れないが、捕獲/入手することはできる。この場合、可能性は、三つである。

次は、大亀、である。

わざわざ「大」を冠するほど大きいのであれば、[亀A]を釣り上げることは、ほとんど不可能であり、捕獲/入手することも難しいと考えてよい。また、[亀B]には、「大」を冠するほどのものは存在しないので、検討対象から外してもよいが、あると仮定して、釣ることはできないものの、捕獲/入手することはできる。そして、[亀C]も、釣ることはできないが、捕獲/入手することはできる。この場合、可能性は、一つもしくは二つである。

『日本書紀』の情報だけでは、ここまでしかわからないが、『風土記』の情報を参照すれば、さらに絞り込むことは、可能なのであろうか。

『風土記』（逸文、丹後の国）には、「嶋子独乗小船、・・・不得一魚、乃得五色亀」とある⁽⁷⁰³⁾。

私たちは、これまで、五色という形容が「[亀A]爬虫類の亀」に相応しいものではないことに気づいても、その疑念を晴らすことができなかったが、今では、この亀が「[亀A]爬虫類の亀」ではなく「[亀B]亀鴿の下略の亀」であること、そして、「五色」がその羽毛を描写したものであることは、たやすく見て取れる。

『風土記』は、「五色」という表現で「亀鴿」の羽毛の美しさを強調したものである。美しいという情報は、通常、主観的なものを含むものであり、情報としては、本質的には、重要ではない情報に属する。しかしながら、こうして、『日本書紀』の情報を補完し、解析に貢献したことで、「五色」という情報の重要度には極めて大きなものがあると認めなければならない。

『風土記』は、浦嶋子の得たものが「美しい羽毛を持つ亀鴿」であることを明示しており、他の解釈をする余地も必要もない。

つまり、先に、「亀」が単なる亀であれば、爬虫類・鳥類・船舶の三つの可能性があり、「亀」が大亀であれば、鳥類・船舶の二つの可能性、あるいは、船舶の一つの可能性があったを見たが、今後は、「亀」が単なる亀であれば、鳥類の亀、すなわち、「**亀B**」亀鶴の下略の亀」だけを考えればよい。

先の解析では、鳥類の亀、すなわち、「**亀B**」亀鶴の下略の亀」には、「大」を冠するほどのものは存在せず、検討対象から外してもよいとしたが、『日本書紀』の「大亀」には、どのような意味があるのだろうか。

亀鶴は、陸鳥であり、海上では、空中を飛ぶことはあっても、海面にすることはない。亀鶴の捕獲/入手は、空中ではなく、海面でなされたはずである。そうすると、自ら海上に出ることのない亀鶴をそこまで運搬した船舶、言い換えれば、亀鶴を搭載した船舶を想定しなければならない。

こう見てくると、『日本書紀』の「大」は亀を乗せてきた船舶の大きさを描写した情報であることがわかる。浦嶋子は、爬虫類の大きな亀 (**亀A**) を釣ったのではなく、亀を舶載する大型船 (**亀C**) を捕獲/入手したのである。なお、「大」という修飾語がなくても、亀を舶載する船は、外洋航海が可能な船舶であり、一般に、大型船と考えてよいのであるが、『日本書紀』は、「大」を冠することで、紛れをなくしていると理解してもよい。

『日本書紀』と『風土記』の二書を併行して解析することにより、浦嶋子は、亀を舶載する大型船を何らかの手段で捕獲/入手し、亀鶴を取り上げたらしいことがわかる⁽⁷⁰⁴⁾。

彼らが渡航に用いた船舶は、どのようなものであったのだろうか。

『日本書紀』では、この「大亀」以外に船舶は登場しない。一方、『風土記』は、往路の交通手段は明示しないが、復路では、船に乗る、としている。浦嶋子は、往復ともに『日本書紀』にいう「大亀」、すなわち、亀を舶載する大型の外洋航海船を使用した、と見てよからう。

8. おわりに

先に、『古事記』の原文を、

そして、その国からお上りになった時に、亀の甲に乗って釣りをしながらはばたいて来る人(と鳥)に、速吸門でお会いになった。

の意であるとした(2. 羽挙)。そこでは、難度が高いことに配慮して、「亀」と表記することを避けたのであった。

確かに、「鳥」と補っても間違いではないが、「亀」と補う方がより正確であり、原文が提供する情報との乖離もない。しかしながら、亀(亀鶴)を舶載する甲³⁷(kau)に乗って・・・、

という文章において、亀という情報は、所与のものであり、敢えてもう一度記述する必要性がないのも確かなのである。

『古事記』の編纂者が後人の読解の妨げになるまいと端折って書いた文章は、海の民の言語や文化に関する知識を伝承ができない速度で喪失した後人には、意味を取ることすら難しかった。

「亀甲」は、適切な海の民の視点を欠いたままでは、正確に解けることはない。

本稿では、先達の知見を手掛かりに、さらに、海の民が用いたであろう言語や文化の知識を入手することで、私たちの視点を海の民の視点に少しでも近づけ、「亀甲」の意味を説明することができた。

古代の日本語の問題を考えたり、古典を読み解くのに、ポリネシア語の知識や、船舶・航海の知識が役に立つという認識は、やがて常識となるのではないか。

〔注〕

- (001) 山口佳紀・神野志隆光1997の原文表記 (p.142)。
(002) 山口佳紀・神野志隆光1997の口語訳 (p.142)。
(003) 荻原浅男・鴻巣隼雄1973の口語訳 (pp.149-150)。
(101) 情報は、重要な情報と、そうでない情報に大別できる。この「甲」は、前者に属する。
(201) 三浦佑之2002の口語訳 (p.123)。
(202) ここでは、理解しやすいようにとりあえず「鳥」と表記した。「鳥」は、この段階での大方の理解度に配慮した表記である (8. おわりに、参照)。
(301) 山口・神野志両氏が口語訳の文字表記に書下しの「甲」をそのまま採用せず「背」に取り換えた背景には、「甲」に「せ」というルビを振るような行為は思い余ってのことであってできるものならしたくない、という意識が働いているのではないか。
(302) 荻原・鴻巣両氏は、書下しの「甲」を口語訳では「甲」としているが、ミスプリントが無ければ、「甲」に「せ」という読みを振るような行為はできればしたくないし見られたくない、という意識が働いているのではないか。
なお、三浦佑之2002は、引用の通り、「亀の背」としているが、「背」の漢字に「せ」のルビを振ることは、の本を紐解く層には必要のないものである。試案やペンディングは、[完全版]にはすぐわかないものであるが、やはり、所与の文字情報を残して「甲」とした方が、問題はまだ解けきれていないのではないか、という意識を持つのに都合がよい。
(303) 小川環樹・西田太郎・赤塚忠編『角川 新字源』角川書店、1968年、p.668。
(304) 語部の提供した音声情報が「か」や「こ」であった可能性もありえよう。
(401) 茂在寅男1984。
「枯野」等の解釈に外来語という観点を試みたのは、茂在氏が初めてであろう。
(402) KAMAKURA OUTRIGGER CLUB、<http://leiland.com/outrigger/column.shtml?kodai.html>。Copyright (C) 1999-2002 KAMAKURA OUTRIGGER CLUB & LEILAND INC. これは、管見に入った唯一有用な知見である。井上氏は、ここでは慎重に、kau=to place, to set, rest=canoeと説明しているが、自身のHP (夢間草廬、<http://www.iris.dti.ne.jp/~muken/>) では、kau=canoeとしている。Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986には、「kaukahi. n. Canoe with a single outrigger float」(p.135)、「kaulua. nvi. Double canoe」(p.137)の例があるので、kauをcanoeと理解するのに問題はない。修飾語がなくとも、

- 「kau」だけで使われていたであろう。
- (501) 寺川真知夫1980. p.141-p.142. 引用の際の省略箇所は、・・・、で示す。以下同じ。
- (502) 小島憲之他校注1996の原文表記 (p.390)。
寺川真知夫1980は、引用の通り、大型船か、と推測する (p.142)。正しい推測である。
- (503) 小島憲之他校注1996の原文表記 (p.437)。
なお、同頁には、「歌の趣から推して、伊豆手船よりも小型かと思われる」と頭注を付している。小島氏には窮余の策を講じるしかなかったが、歌の趣では、正しく解けるとは限らない。実際、この例でも、文字表記に基づくなら、「手乃」は「手」よりも大きいのに (後述)、逆に解釈をしまっている。趣に頼って「手/手乃」の大小を論じる必要は、もはやない。
- (504) 小島憲之他校注1995bの原文表記 (p.369)。
- (505) 小島憲之他校注1995aの原文表記 (p.121)。
- (506) 小島憲之他校注1995aの原文表記 (p.162)。
- (507) 小島憲之他校注1995bの原文表記 (p.464)。
- (508) 「小船」が後人に正しく理解されていないことを知るには、「小船」とはどのような船なのか、つまり、その具体的な大きさや乗員数等を考えるとよい。注 (503) で、歌の趣では正しく解けるとは限らない、とは書いたが、歌等の趣が真にわかる人には、字面は「小船」だが実際には「小」さくなかろう、と感じられることがあるのではないか。
- (601) 原文・口語訳ともに、小島憲之他校注1994 (p.194)。
- (602) 山口佳紀・神野志隆光1997の口語訳 (p.142)。
- (603) 小島憲之他校注1994の口語訳 (p.195)。
- (604) 『日本書紀』の「艇」は、洗練された言葉であり、異なる言語や文化を持つ集団にも理解してもらいやすいが、情報としては、『古事記』の「亀甲」の方が原情報を留めたものであり、古代人の言語や文化に関する情報を伝えている点で、価値はるかに高い。
- (605) 隙間のない籠。「籠」はコとも訓むが、古訓のカタマによる。これは一書第一 (一六三) の「無目堅間こを以ちて浮木うきに為なり」について、「所謂堅間は、是今の竹籠たけかごなり」とみえ、カタマは竹籠たけかごの意である。・・・記に「无間む勝間かちの小船」とあり、カツマの語形もある。(小島憲之他校注1994. p.156頭注8)
- (606) 触覚情報に、アン・サリバンがヘレン・ケラーの手に字を書いたことや点字がある。
- (607) それぞれ、『日本書紀』(神代下、第九段、一書第二)と、(神代下、第九段、正文)。
- (608) 鳩は、ハトの総称と理解してもよく、後述する「亀鳩」の略称と理解してもよい。
- (609) マルポーロ。「丸」は、音義融合とも言える。現代中国語の例：引得 (yindé)、インデックス。
- (610) Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986.p.22.
- (611) 茂在寅男1984は、「アウトリガー」とする (pp.2-3)。一般には「アウトリガー」が使われるが、ここでは、「アウトリガー・フロート」を用いた方が紛れがない。 i Â
- (612) 『日本書紀』(神武天皇)。
- (613) Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986.p.104.
- (614) 初出は、茂在寅男1981. pp.54-64。
- (615) それぞれ、『古事記』(上巻)、『日本書紀』(神代上、第五段、一書第二)。
- (616) 『日本書紀』(神代下、第十段、一書第一)で、「大目籠たけかご」と誤記されているものを訂正した表記である。以下、无目籠むなめかご。拙稿「古代日本語の船舶の名称における外来語の要素について」(『文学部論集』第89号、佛教大学文学部、2005年、所収)参照。
- (617) Miguel Venegas, [http://www.goldengateaudubon.org/birding/earlybirds/They Came By Sea.htm](http://www.goldengateaudubon.org/birding/earlybirds/They_Came_By_Sea.htm).
- (618) 小西友七・南出康世主編『ジーニアス英和大辞典』大修館書店、2001、p.2310。
- (619) 鳩については、字面の助けもあり、大きな問題はないが、亀については、知識が継承されず、字面からの誤解も加わり、正確な意味を取ることができない。

- (620) Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986.p.174.
(621) Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986.p.550.
(701) 小島憲之他校注1996の原文 (p.206) と口語訳 (p.207)。
(702) 「无目」は、「船眼裝飾がない」意の修飾語。注(616)参照。
(703) 植垣節也校注『風土記』(新編日本古典文学全集5)、小学館、1997、p.480。
なお、『風土記』は、嶋子の船が小 (kau) であったことを示している。
(704) 上述のように、亀は、外洋航海船にとって、レーダーともいうべきものであり、乗員の生死を左右する極めて重要な存在である。爬虫類の亀であろうと、亀鶴の下略の亀であろうと、亀が女になることはないから、主人公が出会った女は、元々、人間であり、亀を取り上げられて途方にくれ、それを返してもらうために、やむなく、自己の船舶から浦嶋子の船舶に移乗してきた女である、と考えられる。

【参考文献】

〈日文〉

- 荻原浅男・鴻巣隼雄1973.『古事記 上代歌謡 (日本古典文学全集1)』小学館。
小島憲之他校注1994.『新編日本古典文学全集2 日本書紀①』小学館。
小島憲之他校注1996.『新編日本古典文学全集2 日本書紀②』小学館。
——1995 a.『新編日本古典文学全集7 萬葉集②』小学館。
——1995 b.『新編日本古典文学全集8 萬葉集③』小学館。
——1996.『新編日本古典文学全集9 萬葉集④』小学館。
寺川真知夫1980.『「仁徳記」の枯野伝承の形成』、土橋寛先生古稀記念論文集刊行会編『日本古代論集』笠間書院。
日本大辞典刊行会1976.『日本国語大辞典』、小学館。
三浦佑之2002.『口語訳 古事記 [完全版]』、文藝春秋。
茂在寅男1981.『日本語大漂流 航海術が解明した古事記の謎』光文社。
——1984.『歴史を運んだ船 — 神話・伝説の実証』東海大学出版会。
山口佳紀・神野志隆光1997.『新編日本古典文学全集1 古事記』小学館。
〈その他〉
Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986. *Hawaiian Dictionary*, University of Hawaii Press.

【付記】

本稿は、平成17年度佛教大学特別研究費の助成による研究成果の一部である。

(こうとうじ 中国学科)
2005年10月19日受理